

最高裁、平成一六年(行ヒ)第三五号、一六・六・二九決定

申立人 中央労働委員会

申立補助参加人 X1 外個人 18名

相手方 朝日火災海上保険株式会社

決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成一三年(行コ)第二〇九号不当労働行為救済命令取消、中央労働委員会命令取消請求事件について、同裁判所が平成一五年九月三〇日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

(主文)

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

(理由)

記録によれば、申立人が本件上告受理の申立てをした時には、既に申立補助参加人らが上告受理の申立てをしていたことが明らかであるから、申立人の本件上告受理の申立ては、二重上告受理の申立てとして不適法である。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第三小法廷